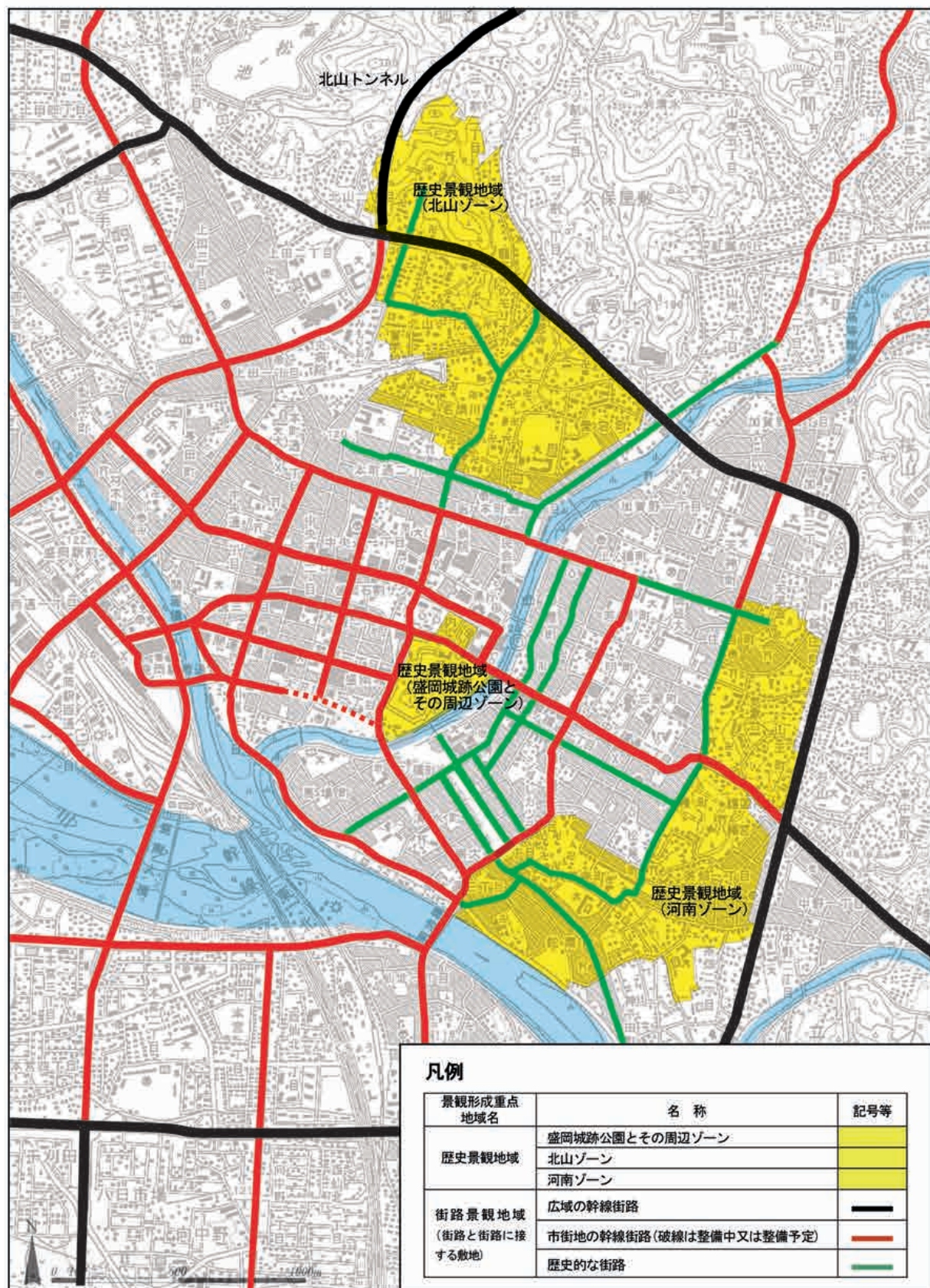


Ⅲ－６－３ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：歴史景観地域 河南ゾーン

基本方針		城下町盛岡の暮らしを今に伝える町家や様々な景観資産を残す河南地域は地域固有の景観を大切にするため、周辺一体が落ち着いたまち並みとして、現代に息づく暮らしの中に歴史性が活かされながら維持されるような景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・ 寺社や旧城下町の風情を残す歴史的まち並みとの関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
	高さ	・ 建築物等の高さについては、寺社や歴史的まち並みの歴史的景観に調和するよう、極力、低層とすること。
	形態・意匠	・ 建築物等の形態及び意匠については、極力、和風の勾配二段屋根とするよう配慮すること。 ・ 前面道路及び公衆から望見出来る敷地境界部の塀は、土塀、板塀、築地塀及び生け垣とし、和風の形態、意匠及び色彩に配慮すること。 ・ 駐車場の外周及び自動車庫については、交通の安全や防犯に配慮の上、前面道路等に露出させないよう、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、歴史的景観との調和に配慮すること。 ・ 建築物や塀等を伝統的雰囲気合ったものとする。
	素材	・ 寺社や伝統的町家の素材と同様の素材を用い、又はこれに準じた歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。
	緑化	・ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	・ 屋外広告物については、極力、自己の用に供する広告物のみとし、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
	その他	・ 建築物等の解体撤去後の跡地については、更地のままとせず、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・ 物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。
	勸告基準	色彩 ・ 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・ 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。 建築設備 ・ 道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

全体図：景観形成重点地域／歴史景観地域



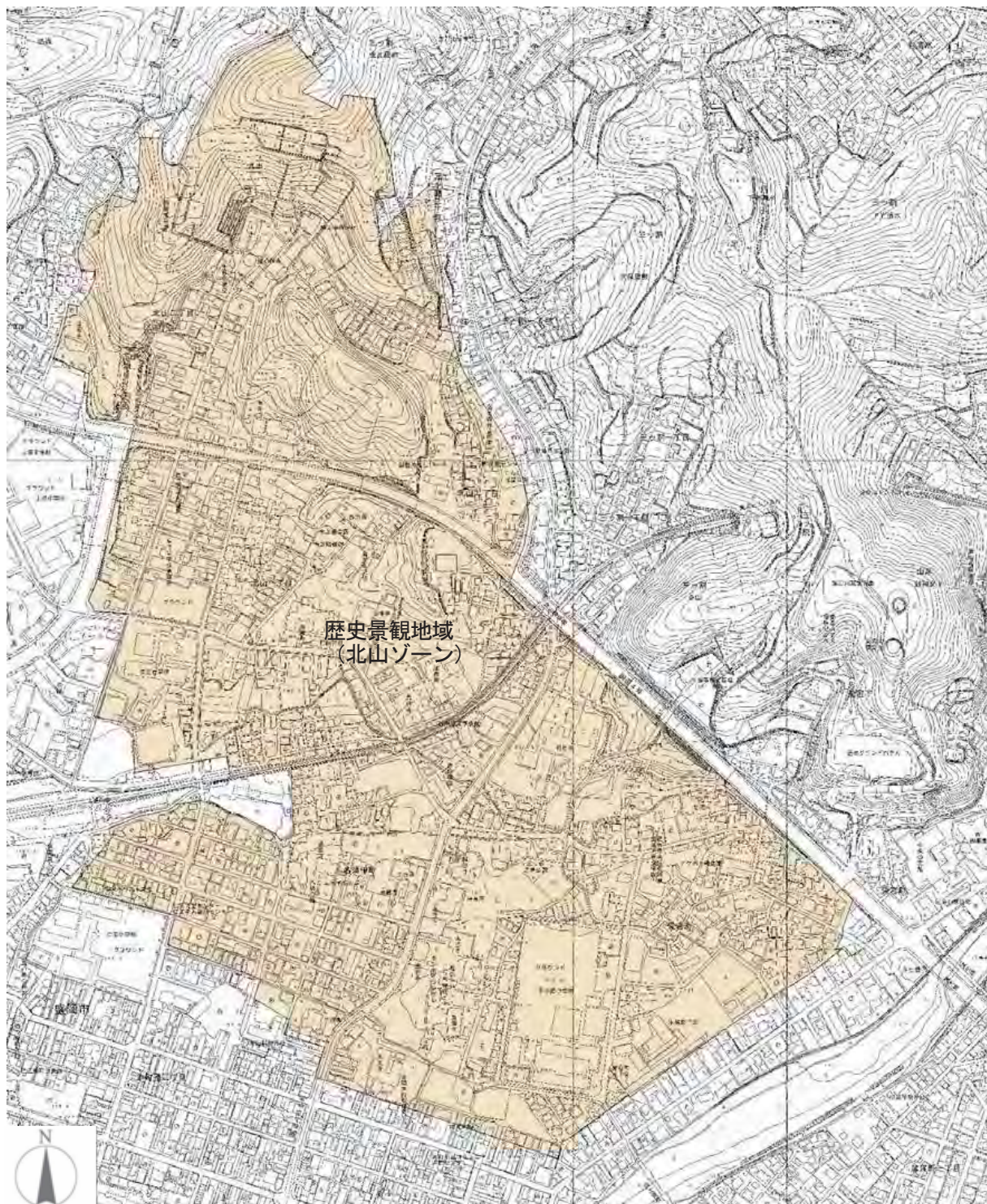
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号: 平20業復, 第790号)」

Ⅲ－６－１ 景観形成重点地域：歴史景観地域 盛岡城跡公園とその周辺ゾーン



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

Ⅲ－６－２ 景観形成重点地域：歴史景観地域 北山ゾーン



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

Ⅲ－6－3 景観形成重点地域：歴史景観地域 河南ゾーン



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」